

第46号議案

春日市自動車駐車場条例の一部を改正する条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和8年6月3日

春日市長職務代理者

春日市副市長 高 田 勘 治

提案理由

西鉄春日原駅の東側に新たに自動車駐車場を設置し、利用者の利便性の向上を図るとともに、自動車駐車場の駐車料金に係る規定を整備するものである。これが、この条例案を提出する理由である。

## 春日市自動車駐車場条例の一部を改正する条例

春日市自動車駐車場条例(平成18年条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条の表に次のように加える。

西鉄春日原駅東口駐車場	春日市春日原東町1丁目11番地4
-------------	------------------

第11条第2項中「額の」を削る。

別表を次のように改める。

別表(第3条関係)

駐車料金(1台当たり)
1 駐車時間20分までは無料
2 駐車時間が20分を超えるときは、その超える時間について60分までごとに500円。ただし、規則で定める特定の時間帯につき駐車料金の上限となる額を定める場合における当該上限となる額は、駐車時間60分当たり250円を超えない額の範囲で規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和9年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 改正後の条例第6条に規定する駐車場の指定管理者に係る指定の手続その他の準備行為は、施行日前においても行うことができる。